

<緊急保証などリスク・ウェイト特例の対象となる保証>

【関連条項】 第 74 条

第 74 条 - Q1 「中小企業信用保険法に規定する経営安定関連保証であって必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証」にはどのようなものが該当しますか。(平成 21 年 3 月 27 日追加)

(A)

中小企業信用保険法第 2 条第 4 項に規定する特定中小企業者(注)に対する同法第 12 条に規定する経営安定関連保証(所謂「セーフティネット保証」)は、信用保証協会の責任負担 100%を前提とした保証であり、その保証については、ほぼ全額政府の財政措置によるバックアップが講じられていることから、特例的にリスク・ウェイトを 0%としたものです。

具体的には、日本政策金融公庫再保険分にかかる政府出資金による財政措置に加え、公庫の再保険が付されていない部分についても、全国信用保証協会連合会保証分にかかる政府補助金による財政措置があり、ほぼ全額政府予算によるバックアップが講じられているものです。

したがって、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 4 条第 1 項に規定する創業等関連保証、産業活力再生特別措置法第 33 条第 3 項に規定する創業関連保証(所謂「再挑戦支援保証」)、中小企業信用保険法第 3 条の 9 に規定する事業再生保険に係る保証については、上記と同様に、ほぼ全額政府予算によるバックアップが講じられているものであり、「中小企業信用保険法に規定する経営安定関連保証であって必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証」として取り扱うことで差し支えありません。

なお、上記の保証に関しては、現在における政府の財政措置のあり方等が変更される場合には、リスク・ウェイトの取扱いを見直す場合があることに留意が必要です。

(注) 対象となる特定中小企業者は、同者のうち、所謂「セーフティネット保証第 1 号～第 6 号」の認定を受けたもの、若しくは、特別小口保険にかかる保証および小口零細企業保証を受けたものが該当します。